

小規模企業・中小企業の事業再開を応援する地震等災害時の

# 休業対応応援共済



全日本火災共済協同組合連合会





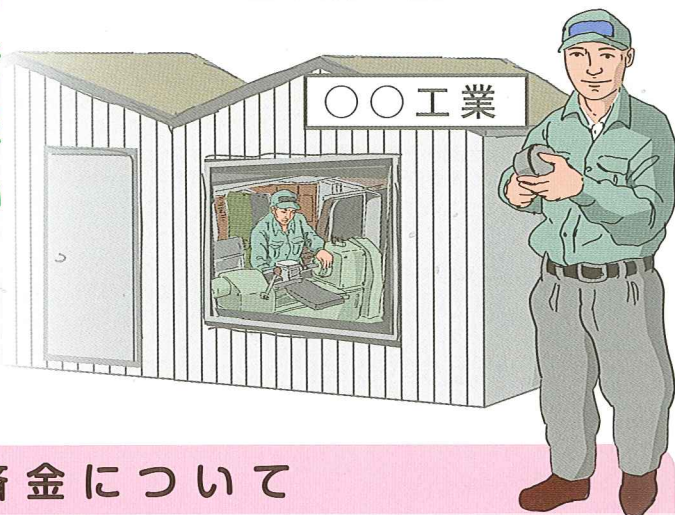
# 休業対応応援共済

は事業所の事業再開を応援する共済です。

店舗、作業場、事務所等の事業用建物が、地震、津波、台風、雪災をはじめ火災等の災害により全損もしくは一部損の損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金をお支払いします。<sup>(注)</sup>

(注)休業日数は約定日数を限度とし、共済の対象建物の損害状況から事業活動を完全に休止せざるを得ないと認められる期間を超えないものとします。なお、全損の場合は約定日数に応じて共済金をお支払いします。

幅広い安心をご提供いたします。

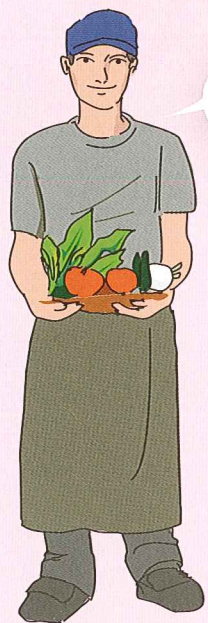


## お支払いする共済金について

全損応援共済金 **3,000万円** 限度<sup>(注1)</sup>

一部損応援共済金 **1,500万円** 限度<sup>(注1)(注2)</sup>

ご契約者様の粗利益日額(前年度実績)を基に定める「約定日額」<sup>(注3)</sup>と「休業日数」<sup>(注4)</sup>に応じてお支払いします。<sup>(注5)(注6)(注7)</sup>



- (注1) 建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模によって、全損応援共済金は1,000万円限度、一部損応援共済金は500万円限度となります。
- (注2) 一部損応援共済金は、事業再開のため、事故日からその日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合にお支払いします。
- (注3) 約定日額とは、1日あたりの粗利益額の70%以内で算出した金額で、1万円単位で設定します。
- (注4) 全損応援共済金は、約定日数に応じてお支払いします。
- (注5) 全損応援共済金は全損認定日、ならびに事故日から3か月経過後に事業再開に向けた意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認後にお支払いします。
- (注6) 一部損応援共済金は、事業再開に向けた意思確認、事業再開の事実を確認した後にお支払いします。
- (注7) 一部損応援共済金では、仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合、仮設店舗で事業活動した日数は休業日数に含めた取扱いとなります。

## 共 済 期 間

共済期間は1年で共済掛金の振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時から翌年の応当日の午後4時までとします。

## キャッシュレス

## 共済掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は、年一括払いかつご指定の金融機関の口座からの引落としとなります。



# 共済金をお支払いする主な事由

ここが  
新しい!

次のいずれかに該当する災害によって対象となる建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して共済金をお支払いします。



地震・噴火・津波 の自然災害に よる損害も補償	<b>地震</b> 地震による火災を含む  1	<b>噴火</b>  2	<b>津波</b>  3
<b>火災</b> 地震による火災を除く  4	<b>台風、豪雨等 による水災</b>  5	<b>台風・竜巻等 による風災</b>  6	<b>雪災</b>  7
<b>ひょう災</b>  8	<b>落雷</b>  9	<b>漏水等による 水濡れ</b>  10	<b>建物外部からの 物体の落下、 飛来、衝突</b>  11
<b>盗難による 建物の損壊等</b>  12	など		

## 共済金のお支払い例

約定日額 3万円 全損約定日数 150日 一部損約定日数 60日の場合  
(休業日数 50日)

**全損応援共済金** 3万円×150日 = **450**万円

**一部損応援共済金** 3万円×50日(注) = **150**万円

(注)一部損応援共済金は休業日数分(約定日数限度)お支払いします。

## 共済掛金の計算方法

### 1. 約定日額の設定

約定日額 (A) 万円 = 粗利益額(年間) ÷ 営業日数 × 0.7以内

- ・約定日額は四捨五入して1万円単位で設定します。
- ・営業日数には半日営業や短時間営業も含めます。

### 3. 全損約定日数と一部損約定日数の設定

全損約定日数(90~180日の間で10日刻み)、  
一部損約定日数(30日、60日、90日のいずれかの日数)  
それぞれ設定します。

### 4. 共済掛金の算出

**共 済 掛 金**

= 約定日額1万円あたりの共済掛金(注) × (A) 万円

(注) 2.3. に基づいた共済掛金

### 2. 構造級別(a級・b級)を判定



# 休業対応応援共済の概要

## お支払いする共済金の内容

共済の対象建物が、災害、事故により損害を受けた結果、被災日から起算して10日以内に事業活動が完全に休止した場合、全損応援共済金または一部損応援共済金をお支払いします。

### (1) 全損応援共済金

約定日額×約定日数(90日～180日で10日単位)

全損認定日、ならびに事故日から3か月、6か月経過後に事業再開の意思確認および事業再開の事実(計画を含む)を確認させていただき、お支払いします。

### (2) 一部損応援共済金

約定日額×休業日数(約定日数を限度とします)

事故日から連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合、お支払いします。

仮設店舗で事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合も休業日数に含めお支払いの対象となります。

## 共済金をお支払いできない主な場合

- ・共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・国または公共機関による法令等の規制
- ・共済の対象建物の復旧または営業の継続に対する妨害
- ・約定事業再開期間内に事業再開をしない場合
- ・共済契約者または被共済者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ・被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・噴火の降灰によって、共済の対象建物が汚損されたことにより損害を受け、その結果生じた損失
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の結果生じた損失

## ご契約の際のご注意

### 告知義務

共済契約者または被共済者はご契約に際し、当会が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)に事実を正確に記載いただく義務(告知義務)があります。

告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。また、その場合、既に発生している損害(損失)については共済金をお支払いできないことがあります。

※この共済では申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

### 告知事項

○所在地、○建物・構造の種類、○建物内の職作業、○製造業の事業所規模、○専有床面積、○建物床面積、○建築年月、○新耐震設計基準、○粗利益額(年間)、○営業日数、○休業補償共済または店舗休業保険等の加入状況

## 共済契約の解約・取消・終了

・共済契約者は、いつでもご契約を解約することができます。取扱代理所または各都道府県の取扱組合にお申し出いただき、書面での手続きが必要となります。

・共済契約者が、ご契約に際し、詐欺・強迫行為を行ったときには、ご契約が取消されることがあります。

・支払事由が発生した後に取消された場合でも共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いした場合には、返還していただきます。(取消された場合、ご契約当初からの払込掛金は返還しません。)

・全損応援共済金が支払われた場合、ご契約は終了します。(終了した場合、ご契約当初からの払込掛金は返還しません。)

## 共済契約の失効

以下のいずれかに該当する場合、その事実が発生した日にご契約は失効となります。すでに共済金等をお支払いした場合は返還していただきます。(ご契約が失効された場合、共済掛金は未経過期間に対して返還いたします。)

・被共済者が実施している事業を完全に廃止した場合

・被共済者が個人事業主である場合、その個人事業主が共済期間中に死亡した場合

・共済の対象建物が支払事由に該当しない事由で消滅した場合

## ご契約後のご注意

### 通知義務

共済契約者はご契約後に、告知事項のうちの一部に変更が生じた場合は、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご契約後に以下のような変更等をされる場合、遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。

※この共済では申込書に☆印が付された項目が通知事項となります。

### 通知事項

○所在地、○建物・構造の種類、○建物内の職作業、○製造業の事業所規模、○専有床面積、○建物床面積

以下の事項が変更となる場合、ご加入いただいているご契約を解約したうえで新たにご契約いただくこととなりますのでご注意ください。

○他の都道府県への住所変更、○約定日額、○全損約定日数、○一部損約定日数損害発生のご連絡(事故のご通知)

事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または各都道府県の取扱組合までご連絡ください。

### 重大事由による解除

・共済契約者または被共済者が、暴力団関係者そのほか反社会的勢力に該当すると認められた場合には、当会がご契約を解除することがあります。

・その他約款に基づきご契約を解除することや、共済金をお支払いできない場合があります。

## 個人情報の取扱いについて

当会は、共済契約申込書の項目にご記入いただく氏名・住所・電話番号・共済の対象建物等お預かりする個人情報を適切に取扱い、以下のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

### (1) 個人情報の利用目的

当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、以下の目的の達成に必要な範囲においてご利用させていただきます。

- ① 共済契約の引受、管理・履行、共済金のお支払いおよび付帯サービスの提供
- ② 共済事故の調査(当事者等の関係先に対する照会等を含みます)
- ③ 各都道府県の取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスのご案内・ご提供

### (2) 個人情報の第三者提供について

当会は、共済契約者からご提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、以下の場合についても第三者にご提供させていただきます。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合
  - ② 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、各都道府県の取扱組合のほか、当会の提携先企業・団体等と共同利用する場合
  - ③ 共済契約の適正な引受け、共済金の適正なお支払いおよび不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・損害保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
  - ④ 共済金の適正かつ迅速なお支払いを行なうために必要な範囲内の情報を、調査会社、共済団体・保険会社、当事者等の関係先にご提供する場合
  - ⑤ 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報をご提供する場合
- 詳しくは、当会のホームページ(<http://www.nikkaren.or.jp>)をご覧ください。また、お問い合わせください。

### ●このパンフレットは、「休業対応応援共済」の概要を記載したものです。

詳細については、「重要事項説明書」および「休業対応応援共済普通共済約款」をご用意しておりますので、必要に応じ取扱代理所または各都道府県の取扱組合にご請求ください。

### ●ご契約にあたり、組合員資格についてご確認ください。

また、ご不明な点等がございましたら、取扱代理所または各都道府県の取扱組合までお問い合わせください。

## お問い合わせ・お申し込みは

### 取扱組合

#### 岩手県火災共済協同組合

〒020-0884

盛岡市神明町5番5号

TEL: 019-654-2551 FAX: 019-625-0116

### 取扱代理所

岩手県久慈市十八日町一丁目45番地

久慈商工会議所

TEL: 0194-52-1000

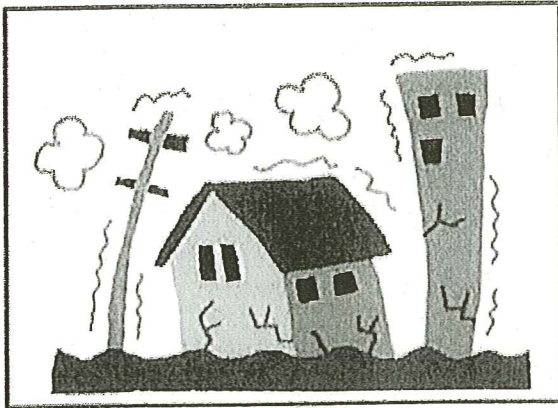


組合員の皆様へ

新発売！！

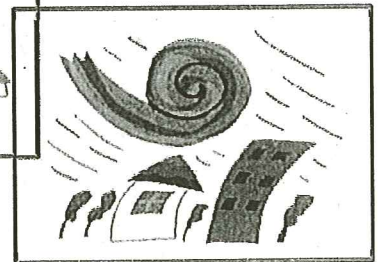
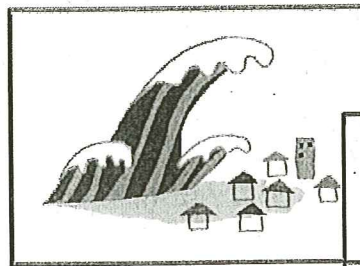
地震などの天災による損害も補償する！

# 休業対応応援共済



被災時の不安・・・  
事業再開に必要な  
資金をどう捻出?!

地震・津波、台風  
の時も対応でき、  
事業再開にかかる  
費用にお使いいただき  
ます！！



事業再開時には  
迅速に共済金を  
お支払いします！

個別詳細につきましては  
共済募集担当者  
にお問い合わせください。  
詳しいパンフレットを  
用意しております。



お問い合わせは、こちらまで

岩手県久慈市十八日町一丁目45番地

久慈商工会議所